（電波法の一部改正）

第二条　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の二項を加える。

2　本邦に入国する者が、自ら持ち込む無線設備（次章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準に適合しているものに限る。）を使用して無線局（前項第三号の総務省令で定める無線局のうち、用途及び周波数を勘案して総務省令で定めるものに限る。）を開設しようとするときは、当該無線設備は、適合表示無線設備でない場合であつても、同号の規定の適用については、当該者の入国の日から同日以後九十日を超えない範囲内で総務省令で定める期間を経過する日までの間に限り、適合表示無線設備とみなす。この場合において、当該無線設備については、同章の規定は、適用しない。

3　前項の規定による技術基準の指定は、告示をもつて行わなければならない。

第四条の二中「前条第三号」を「前条第一項第三号」に改める。

第五条第三項第三号中「第二十七条の十五第一項」の下に「（第一号を除く。）」を、「第三号」の下に「及び第四号」を加える。

第六条第一項第七号中「第二十七条の十三第二項第七号」を「第二十七条の十三第二項第八号」に改める。

第二十七条の十二第二項第五号中「次条第二項第九号」を「次条第二項第十号」に改める。

第二十七条の十三第一項中「第七号」を「第八号」に改め、同条第二項中「事項（」の下に「電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局以外の特定基地局に係る開設計画にあつては第七号に掲げる事項、」を加え、「、第七号及び第八号」を「第八号及び第九号」に改め、同項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、同項第七号中「すべて」を「全て」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　特定基地局を開設しようとする者が、電気通信事業法第九条の登録を受けている場合にあつては当該登録の年月日及び登録番号（同法第十二条の二第一項の登録の更新を受けている場合にあつては、当該登録及びその更新の年月日並びに登録番号）、同法第九条の登録を受けていない場合にあつては同条の登録の申請に関する事項

第二十七条の十三第四項中「各号」の下に「（電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局以外の特定基地局に係る開設計画にあつては、第四号を除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四　その開設計画に係る特定基地局を開設しようとする者が電気通信事業法第九条の登録を受けていること又は受ける見込みが十分であること。

第二十七条の十五第一項中「移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る認定開設者が第五条第一項各号」を「認定開設者が次の各号」に改め、「に至つた」を削り、同項に次の各号を加える。

一　電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局に係る認定開設者が電気通信事業法第十四条第一項の規定により同法第九条の登録を取り消されたとき。

二　移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る認定開設者が第五条第一項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

第二十七条の十五第二項に次の一号を加える。

四　電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局に係る認定開設者が次のいずれかに該当するとき。

イ　電気通信事業法第十二条第一項の規定により同法第九条の登録を拒否されたとき。

ロ　電気通信事業法第十二条の二第一項の規定により同法第九条の登録がその効力を失つたとき。

ハ　電気通信事業法第十三条第三項において準用する同法第十二条第一項の規定により同法第十三条第一項の変更登録を拒否されたとき（当該変更登録が認定計画に係る特定基地局に関する事項の変更に係るものである場合に限る。）。

ニ　電気通信事業法第十八条第一項又は第二項の規定によりその電気通信事業の全部の廃止又は解散の届出があつたとき。

第二十七条の十五第三項中「第三号」の下に「及び第四号」を加える。

第二十七条の二十七及び第二十七条の二十八中「若しくは第七項」を「から第八項まで」に改める。

第三十八条の二の二第一項第一号中「第四条第二号」を「第四条第一項第二号」に改める。

第五十九条中「第百六十四条第二項」を「第百六十四条第三項」に改める。

第七十六条第七項中「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　総務大臣は、前三項の規定によるほか、電気通信業務を行うことを目的とする無線局の免許人等が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許等を取り消すことができる。

一　電気通信事業法第十二条第一項の規定により同法第九条の登録を拒否されたとき。

二　電気通信事業法第十三条第三項において準用する同法第十二条第一項の規定により同法第十三条第一項の変更登録を拒否されたとき（当該変更登録が無線局に関する事項の変更に係るものである場合に限る。）。

三　電気通信事業法第十五条の規定により同法第九条の登録を抹消されたとき。

第八十二条第一項中「第四条第一号」を「第四条第一項第一号」に改める。

第九十九条の十一第一項第一号中「第四条第一号」を「第四条第一項第一号」に改め、「要しない無線局」の下に「、同条第二項（適合表示無線設備とみなす条件）を加え、同項第三号中「若しくは第七項」を「、第七項若しくは第八項」に改め、同項第四号中「第四条」を「第四条第一項」に改める。

第百二条の十一第三項中「第一項」を「第二項」に改め、「勧告」の下に「又は前項の規定による命令」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　総務大臣は、第二項の規定による勧告を受けた製造業者、輸入業者又は販売業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかつた旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置を講じなかつた場合において、混信その他の妨害を与えられた無線局が重要無線通信を行う無線局であるときは、無線通信の秩序の維持を図るために必要な限度において、当該製造業者、輸入業者又は販売業者に対し、その勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

第百二条の十一第一項中「同一の設計」の下に「又は当該設計と類似の設計であつて当該技術基準に適合しないもの」を加え、「販売されており、これを放置しては」を「販売されることにより」に改め、「製造業者」の下に「、輸入業者」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

無線設備の製造業者、輸入業者又は販売業者は、無線通信の秩序の維持に資するため、第三章に定める技術基準に適合しない無線設備を製造し、輸入し、又は販売することのないように努めなければならない。

第百二条の十二中「製造業者」の下に「、輸入業者」を加える。

第百二条の十三第一項中「第四条」を「第四条第一項」に改める。

第百三条の二第十二項中「第四条第三号」を「第四条第一項第三号」に改める。

第百三条の五第一項中「の無線局」の下に「（当該許可に係る外国の無線局の無線設備を使用して開設する無線局を含む。）」を加え、同条第四項中「第六章の規定」の下に「（当該無線局が当該許可に係る外国の無線局の無線設備を使用して開設する無線局である場合にあつては、これらの規定のほか、第二十六条の二、第二十七条の七、第百三条の二及び第百三条の三の規定）」を加える。